市労連6,000人の組合員と働きやすい職場づくりに取り組もう!

市立高教組ニュース

第2号 R4(2022)年 9月27日(火) 発行

全教職員配布

_{発行} 仙台市立高等学校教職員組合

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10 仙台市国分町分庁舎 Tel.(022) 262-2289

書記長 鶴 順二

教育長交渉を実施

7月29日、仙台市立高教組は教育長交渉を行いました。各職場の切実な声をまとめた改善要求書を教育長に直接提出してきました。今回の要求交渉では、以下の課題を中心に交渉を行いました。この要求の回答交渉は2月に行う予定です。(裏面に重点要求書を掲載しています)

1. 定年延長に関わること

来年度から適用となる定年延長後の給与水準7割は、「民間準拠の国家公務員に合わせた」という当局の説明に、組合は「そもそも民間では、60歳以降の再雇用の賃金が7割で、継続雇用の賃金は下がっていない。私たちの定年延長は、再雇用ではなく、明らかに継続雇用である。給与を7割にするのであれば、それに見合う仕事量に減らすべきである。年金支給まで安心して働ける待遇を確保してほしい。」と教育長に訴えました。さらに、「現在の再任用教諭についても現実として他の教諭と同様に担任・部長等の分掌を担っている。しかも、退職時給与の6割程度の給与である。この給与改善もしくは持ち授業時数の軽減を図るための加配などの措置を行ってほしい。」と要求しました。

(定年延長については、今後も組合(小中学校の組合と合同で)と市教委との間で定期的に交渉を続けていく予定です。)

2. 非常勤講師(会計年度任用職員)の関連業務に関すること

非常勤講師の報酬は令和2年度に、月額制(当月支給)から実績制(翌月支給)に変わりました。その際、「担当教科関連業務」として、

- ①試験問題作成 ②試験の採点 ③評価 ④家庭科の調理実習における準備・片付け
- **⑤試験時間の巡回 ⑥年間指導計画の作成** などが認められています。

(ただし、⑤⑥については、その教科・科目担当が非常勤講師のみである場合等に校長の勤務命令に基づき勤務 した時間となっています)

この関連業務に関しては、上記のように校長判断により、担当教科・科目の特性や実態に応じた必要時間が認められているにもかかわらず、実際には認めていない学校があるという問題点が組合に寄せられています。このことに関して組合は、学校間で格差が出ないよう制度通りの運用を徹底することを市教委に申し入れました。併せて、現1年生から観点別評価が導入されており、評価物の多さ、授業進度との両立などこれまで以上に評価・準備に時間がかかる実態を踏まえ、その分を考慮した制度運用をするよう要求しました。さらに、非常勤講師の年休についてよく理解していない管理職がいることを指摘し、そのことについて周知徹底を図るよう求めました。

3.多忙化解消に向けた対策を早期に提示し,実施すること

組合代表も参加している市教委総括安全衛生委員会で明らかになっている多忙化問題に対して、早期に解消策を示すよう申し入れました。昨年度11月に行われた組合との人事問題懇談会で「各部署でさまざまな解消策が提案・実施されているが、今後は横断的な解消策を出せるように努力したい。」と言及していますが、いまだにその解決策は提示されていません。当局に対して、市教委として横断的でかつ実効性のある解消策を提示し実施するよう求めました。

4. 管理職人事に関すること

2年前にある学校で「管理職によるパワハラではないか」と強く疑われることが、実際に起こりました。市立高教組は、この問題を解決するため市教委・県教委とも連携して、あらゆる手段を尽くしました。それは、「労働者の権利」をはじめとして現場の職員を守る事こそが、私たち教職員組合の使命・目的だからです。今回の交渉では、その経緯を詳しく教育長に伝え、このような事案が今後二度と起きないようにすることと、定期的に被害にあった教職員の相談にものるよう、市教委に強く訴えました。

パワハラは許されない